

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 7月 3日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 7件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	系統周波数上昇防止リレー盤(中央演算装置A系)において、時刻設定操作のプッシュボタンに動作不良(操作しても設定できない)が認められたため、当該機器を点検。	G III	
2	3号機	非常用ガス処理系換気ファン(B)入口流量計指示において、指示値異常(停止中にもかかわらず、流量5300m <sup>3</sup> /hを指示)が認められたため、当該指示計を点検・修理。 なお、応急処置として流量なし状態を模擬するため、検出配管の均圧操作を実施し、現在流量0m <sup>3</sup> /hで安定。	G III	
3	3号機	計装用圧縮空気系除湿装置ヒーターA-1・A-2の点検長期計画表において、点検実績記録に誤記があり、当該機器の点検期限が超過していることが認められたため、対応検討。	G II	
4	3号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプ(D)出口圧力計において、指示不良(中央制御室圧力指示値0.26MPaに対し、0.12MPaと低めに指示)が認められたため、当該圧力計を点検・修理。	G III	
5	4号機	非常用ディーゼル発電設備(B)電気品室排気ファン(A)逆流防止流量調整装置において、連結部より異音(カタカタ音)の発生が認められたため、当該装置を点検・修理。	G III	
6	1・2号廃棄物処理設備	洗濯設備動力分電盤点検において、漏電しゃ断器の動作不良(漏電しゃ断器が2箇所動作せず)が認められたため、当該漏電しゃ断器を交換。	G III	
7	3・4号廃棄物処理設備	照明用分電盤点検において、負荷側絶縁抵抗不良(6箇所)が認められたため、当該箇所を点検・修理。	G III	